

選択約款変更届出書

沖電お営営発第 41 号

平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 大嶺 満

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日	平成 28 年 1 月 1 日

別 紙

ちゅらクック割引

[電化厨房住宅契約]

(選 択 約 款)

平成 28 年 1 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用範囲	1
4	料 金	1
5	そ の 他	2
	附 則	4
	別 表	6

1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことによって、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

選択約款の時間帯別電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、時間帯別電灯によって料金として算定された金額から(1)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、時間帯別電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(1)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が時間帯別電灯6（料金）(5)の最低月額料金を下回る場合には、時間帯別電灯6（料金）(5)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

- (1) ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたしま

す。ただし、次によって算定された金額が(3)に定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、(3)に定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{(2)の割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、時間帯別電灯 5（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に時間帯別電灯 6（料金）(1) および(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(3) ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	540円00銭
---------	---------

5 そ の 他

- (1) ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (2) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- (3) お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。
なお、この場合の違約金は、供給約款44（違約金）に準じて算定するものといたします。
- (5) 当社は、供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、別表（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (6) 供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(7) その他の事項については，時間帯別電灯に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年1月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

4（料金）および5（その他）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 料 金

各月の料金は、時間帯別電灯によって算定された早収料金の場合の金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。ただし、時間帯別電灯によって算定された早収料金の場合の金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が時間帯別電灯附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)イ(ホ)の最低月額料金を下回る場合には、時間帯別電灯附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)イ(ホ)の最低月額料金を早収料金といたします。

イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3\text{パーセント}$$

ロ 割引対象額

割引対象額は、時間帯別電灯5（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に時間帯別電灯附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)イ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	540円00銭
---------	---------

(2) そ の 他

イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。

ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、供給約款附則10（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)に準じて算定するものといたします。

ホ 当社は、供給約款附則10（延滞利息の適用開始までの取扱い）(4)に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、別表（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。

へ 供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト その他の事項については、時間帯別電灯に定めるところによるものといたします。

別 表

ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

- 1 ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款 30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖 縄 電 力 株 式 会 社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 12 月 1 日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき、ここに平成 27 年 2 月 5 日届出のちゅらクック割引（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。